

210

二

中

八
卷
源
集
釋

中

大聖村橋

卷之三

不動倉 ○ 江次第四

不動殼有古雲新雲之
之二色不動金殼若干
石精若干石也

○康保元年官符天曆
官符以止稅遺爲不動

○延喜式十二中務省
式云凡諸國所進不動

倉儲者官國解下省
省郎勅收庫若應出下

者復得符下然後出矣

名多洛中七瀨是云小
七瀨是云本七瀨是云六

難波 田 島 河後
大島 橘 小島

山城佐々木谷
幸崎近江此大七瀬

三有也

卷之六

日知錄卷之四

乃國儒之秦之漢之大以之

編 一石 餘 以 之 爲 記

改始小如子文也人臨陣不怯

2029 + 2028 = 4057

御殿之禁書也

[illegible]

三七七
七
七

是心每月乃事之七瀕と云

卷之四

人形梳具也。釋日本
紀云人形者所謂兼發
鳴尊之臨陽拔手足之
爲贖其罪身代之義也

靈所七瀬。拾芥六靈
所上バカリ仁治二四
在成競註付之

大體論古海濱拾芥
下本未雀門前々
拾芥下本未雀門前々

中門大炊門中門大炊門一木乃有之
瀬瀬はもとに流れていりて
きしつしと水とて一木に流
れぬ水は流れていりて
いふに河瀬とていふは
さし事なりさし事なり
河小靈所七瀬とていふは
而而耳耳河合東瀬松崎石部西瀬二所
月河也月河也
美火東津美火東津
北野北

あふ家母は事之臨瀬解見
こころ父事と少給之功能なり
董仲舒の家書といふなり
三代代記河合
是も河合に記されは賜母の法
ともて流るなり
性なり
二月
四月
釋奠
山下日
是の年かして二月にわたるなり

○論語先進篇云德行
顏淵閔子騫冉伯牛仲
弓言語宰我子貢政事
冉有季路文學子游子
夏
宴穩座○江次第釋
奠又說上卿以下著宴
座展宴座官廳也上卿
東參議西辨以納言外
記史面西紀傳博士面
又云王卿移著穩座上
卿南參議東面辨以納言
面東在參議後文臺小床
子在中央儒者文人北
面床子二重抄云穩座
者非嚴重威儀之座自
他舒懷故曰穩

丁卯日さるにこさるるに日能國
志の志家なりとありてん中すふわ
大學寮ふくむに孔子なりび小十哲
乃新法を法るるに辨り紙云なりすい
江次第裏書南庭第一間立床子爲穩座又大臣家大廳に所敷穩座常圓形敷
裏に敷ふに安穩の座ふけくふ
博士ガセ題法にとて宗法禮記毛詩尚書論語
周易左傳とてふ書をりてしらけり
後醍醐天皇
乃日さるるに法昨ゆの經に人
しらて知能る人ふすむ人又一人
ふありけり法とありてあきなり

釋奠昨トモジラ
後醍醐年中行事釋奠
昨ト昨トモジラトモジラ

禮記王制一王制此
文ナ

○禮記文王世子云凡
始立學者必釋奠于先
聖先師及行事必以幣
又月令仲春之月上丁
命樂正習舞釋菜

○史記孔子曰受業身
通者七十有八人索隱
曰孔子家語亦有七十
七人唯文翁孔廟圖作
七十二人

り禮物をいふ人こさるるに
法を奉るるに釋てん乃罪より
法なりとひきくさげりるる
中ふくむに法釋てん又武天皇大寶
元年二月ふくむに終祀乃王制小采
氏釋幣法稱て先師と終てんこれ
○孔子通紀云明帝諸孔子宅御講堂命皇太子諸王說經靈帝詔置編郡門集
畫先聖及七十二弟子像
法宅小華とて仲尼をびり七十三
弟子と稱ふにりるるに聖人は
孔子法にひきくは教回といふなり

○學令集解云開元令
云釋奠爲中祀州縣釋
奠亦準小祀例神護景
雲二年七月廿日官符
云應改孔宣父爲文
宣王事右得式部省解
偶大學寮解備助教正
六位上膳臣大丘謀備
天平勝寶四年大丘隨
使入唐問先聖之遺風
膠庠之餘烈國子監有
西門題曰文宣王廟時
國子學生程覽告大丘
臣今主上大學儒範追
改爲王鳳德之徵于今
至矣然准舊典猶稱前
早誠乖崇德之情失致
敬之理大丘庸闇聞斯
行請敢陳管見以請明
斷者勅号文宣王今依

所謀謹請官裁者案解
狀理須必然方行其教
合旌厥德後天奉天時
蓋謂此乎仍顯改由請
官裁者官議奏聞奉勅
依奏
○續日本紀廿九卷此
事アリ

異國ヲ渡テ○江次第
裏書或說曰吉備大臣
入唐持弘文館之畫像
來朝安置大宰府學業
院大臣又命百濟畫師
奉圖彼本置大學寮云

（國公と先聖といふ孔子は先師と云ふ）
孝武天皇元年小祀と云ふ又神護景雲
二年孔宣父と改む文宣王と云ふ
仁格ふやうなり今大學寮小祀と云ふ孔子
十哲の叙は異國より渡て我朝累代の
物として傳へたる也

聖春日祭 上中下

是月二月十一日小祀なり先奉の日後に
門を備へ中少將以下を以て奉る

（一）初官人搦袴多く舞人法を
法へし無名門より入るありて軍の
奏と舞人も法を舞いしと云ふ人
法より入りしと云ふ後より日
法より入りしと云ふ人車奉りしと云ふ
法より入りしと云ふ
五十六代
觀元年十一月九日此祭ありしと云ふ
春日四所人の神と云ふ奉るに才一徳神
殿の武甕槌命才二神殿の武甕命才
三神殿の武甕命才四神殿の武甕命

まとい月一満乃家平思けつりつるを
し乃申け日使と發遣ちり跡記さるる
なり

里二 率川家 上酉日

○今集解釋云伊謝川
社祭大神氏宗定而祭
不宗者不祭即大神族
類之神也

○大和國添上郡率川
坐大神御子神社二座
率川阿波神社
今據率川坐大神御子神
率川阿波神
皆率川社トスヘサレト一
社率川一社二枝ト心得
ヘキカ

い家の春日家乃あり新日たこおる神祇
今小のより三枝家と同く之を以て
てりなり藤氏南家れり率川
徳社の名大長是公れ建立といりなり
き事ハすこ三枝家れりとのとびり
里二 園 韓社家 上丑日

中丑日云云若有一
丑皆用上丑

此神宮内省ニシス古

事談第五園韓神社者
本自坐大内跡而遷都
之時造官之使等可移
他所云于時詭宣云猶
坐此處奉護帝室仍坐
官内省内云云

○西官記西宮左大臣
高朝公作

○北山抄四条大納言
公任作

園神不詳

韓神大年神之子也見
舊事紀第四古事記二
卷

け二神多又内省り神一また也延暦遷
都法時造又使他不小り神一とてなり
サとちりふて此不ふりく神一とて
ありたてす神一とて神宮よりき延暦式
園神一座韓神二座とのをり家神を
年ふ二とび二月と十月と也との各内
ひふ儀式なりとあり事終西文北山江
次第ありけ書小の終るなり

里四 大原野家 上卯日

是と年ふ二とびなりは神社の所なり

いづろか
あつらん
と免ふ日
の事社に
候ふ

く都
ぢうも
前ふ
うは
しを
みん

い大原野
乃^な
ひ^び
碓^す
氷^ひ
や^や
とく
り
事
法
候
也

文德天皇年号

仁壽元年二月より三月にわたる
を過ぎし使を春日よりあつて上御
辨内侍をとりひき

太神宮以下

○延喜式第一四時祭

上祈年祭神三千一百
三十二座 國司祭祈
年神二千三百九十五
座

車史第五回 萬曆年

祈年

○詩經
雲漢篇
祈年子孔

風集註祈軍孟春祈穀

于上帝孟冬祈來年于

太宗是也

白猪白鷄 ○式云御歳

杜加^ニ白^ニ鶏^ニ各^ニ

○西官勸物云左右京

進江進白猪

是為大神文部三千一百廿二座乃神と
海江の坊より其願はたしむるなり
是より國よりたのく幣をばあしむるを

四十五
初年祭
四日

國も年こいふす法つる成の初めと因縁
り初年冬豊作とてめでたなりと
るくし神祇官うておこつたれあひ
てより徳園乃め一物成ともありと
るふ白猪白鶏屋うろ抱たりて武天皇
四年二月ふりどめくけある大なる初
子儀祭月次ツキオホシ南度新嘗祭ニギハヤヒノメヅリ成の面ケをそ
國難大事とみるなり
上中下三イナメトヨム

上中下ニイサエトフム

黑
列魁

十一日

上卿辨カ納言外記史なりとすのりてを發

了ておこなりふ事なり六位下乃
能あり物と云ふびく式ア云アれ二省も
率あくさい事浅くさるそれとめ
皆く忌量容儀とみるゆく物并小宴
程座小つやく儀式と拝領と云ふ
下乃冠りさひ大はち藤れ花納言様
参議六位とれはり花より北冬藏山下
時濃花と云ふり一仕事と定考は
小志ありゆき

八月十七日

四十七
小野御忌日 水谷

吉祥院三八講より○八

講料所加賀國下管家

長官記云加賀國富基

山莊 山莊者自

古無主荒廢之地也雖

然依有仁者樂山之因

緣申請官具令施八神

領永爲法華八講料所

云云文曆二年八月廿

三月 大學頭新長官

廿二社

○廿二社次第第二至廿

二社由來事

村上天白康保三年霖

雨經月八月廿一日被

奉官幣於十六社

伊勢 石清水 賀茂

上 松尾 平野 稻荷

春日 大原野 大神

キヤキ

二月乃女日ハ大海大自在と神れ

り給一神日也夢れはげり何と天仁

子より吉祥院とて八講あり管家れ

かゝるゝ是と云ふ

是年二月七日てびありに日て

此廿二社也

伊勢 石清水 賀茂下上松尾

平野 稻荷 春日 大原野 大神 石上 大和

廣瀬 龍田 佐吉 日吉 梅文 吉田 廣田

祇園 小野 丹室 首布孫とれり八講は

石上 大和 廣瀬
龍田 住吉 丹生
貴布祢

一條院正曆二年炎旱
送百萬物變至六月廿
四日加吉田廣田北野
三社被奉官幣於十九
社吉田廣田北野次第
事爲住吉之次丹生之
上由宣下

同五年二月十七日祈
年穀之日加梅宮被奉
官幣於廿社梅宮事可
爲住吉之次吉田之上
由宣下

長德二年二月廿五日
被奉臨時官幣之日加
祇園爲廿一社
後朱雀院長曆三年八
月十八日被奉官幣之

日加日吉社爲廿二社
日吉事可爲住吉之次
梅宮之上由宣下

○一代一度仁王會見
江次第十五

冬中納言賀茂平野松尾春日之宰相
外之邪四位少佐乃つゝひなり力一社との
宣令あり伊勢を祀國八所奉爲松尾の
梅宮外冬之黄たふ馬ふの天武天皇
四ノ正月詔社一幣奉奉一社大なる
六月年穀と祈禱んたあ十一社小奉幣
あつゝなり

四九 源時仁王會

春日と云ふびくつゝ武を三月なり大花
殿家宿殿清涼殿なりては事ある仁王後

國般若經法海より望ひ入り初家は
御新時爲なり秋の望に空の月
仁王會あり聖武天皇御宇
之御なり御小入奉七道よりて
まゝ一代一度大仁王會と一車
も也終の代り一度りこころ
和

五 德保宣

是の奉公被當よりて
終の事なり一上陣の
終の事なり

○江次第裏書云奉御
讀經春秋一季請百僧
於南殿讀大般若經

○江次第云上古被奉
御燈之時貞觀北山靈
巖手邊供乏賈平初月
京寺尋東流水於其上行
之

又一日御上事

由御被^レ後[○]後醍醐天皇
主中行事云一日宮主
御燈奉^テ否^ハヤ御トアリ
御氣アルコシヲ申^スハ定^ニ
事ナリニタリイト心得難^シ
ナ^ハ三日御燈ヲ奉^テラ^レ
由御被^レ也孫廂ノハシ^ノ
ニ北向御座ヲシ^ニ是^ニ二枚
半額ノ間ヨリ南ノ燈爐ノ
繩ヲク^ス出御ナリメニ頭御
贖物モナ^シ參^ル五位藏人
役送^ル配膳人形ヲ散^ル
モ心得^ル也宮主長橋
モトニ跪^テ御被^レ奉^ル配膳

禮文と刀弓大辨同録次ぐ其外は
 事なり 文武天皇大寶元年八月八日
 位下之如大藏省よりりて録せり
 也 是二事者（上）日と名とひく
 ともまゝといふ月なり

五十一
季御讀經

内裏 イナリ
日本紀二十一

二月八日小大般若經讀百數、
大喜四羊三ヶ日毎夕座侍臣施煎茶云云
四月廿二日、
茶々々々々

天喜四年三ケ日毎夕座侍臣施煎茶云云

又茶と珍事とを平元寺四月八日

三

三

皇
御
燈

三

是の天子ミカドは、ミナモト小針とて、ミナモト燃のと奉り給ふなり。
拾芥下本云妙見寺在王城四方又号靈巖寺歟。

拾芥下本云妙見寺在王城四方又号靈巖寺

今西賀茂有故迹。七月十六日燒舟形炬山是也。延喜式第三十六
主殿寮式諸寺半料由靈振寺料月別三升。小月減。今

主殿寮式諸寺年料由靈振寺料月別二升十月減合

峯小火とありて小辰子供とあるは
名曰妙見處於閭浮提衆星中最勝神仙中之仙菩薩之大將首諸菩薩職諸衆生
一桑院乃御記なりとあるは凡そありまゝ一日

峯小次郎にて小辰子供をうむる

名曰妙見處於四浮提衆星中最勝神仙中之仙菩薩之大將者諸菩薩所諸學生
一桑院乃御紀介とに色見とるまて一日

小江戸 此車之令御燈に紙をまいて

小江戸 此車之令御燈に紙をまいて

所
 不待と化くされ盡とありてのときも也
 好^う勝^{しやう}試^し遊^{ゆう}とあるうかふといふ事かゝるべし
 サカシキ

好醗ウシロウ試シロウ遊ユウ ときふとわふとけふをふふ

三

五十四
藥師寺寂勝舍
七

淳和天皇年号

長七年より遊仲ちて毎子七に取勝

五原之強也
於此寺是玄武之靈
御所也

五經之義
如心寺
武王
聖人
御所

五十五
石清水降肘祭
中吉日
江陰集

五十五
石清水降附祭
申午日
江以第六

二月廿三日奉納此藏人使葬令

心中升辰乃日試樂乃事有御殿持内

てあつてし御
倚イあニそくお
御り公

てあつてし御
倚^イあ^ニそ^ニお
御^ミり^ニ公^{キミ}

御しふらてはれなるし

御しふらてはれなるし

まゝうゝ物四徳め徳乃義人望れ即ち地

まゝうゝ物四徳め徳乃義人望れ即ち地

年仲夏月

年仲夏月

年仲夏月

つゝのちて御^ミ氣^キさうへ

浅き^{ツキ}前庭^三より龍江^{リウキョウ}に

竹臺下_ニ竹_ヲ伐_ク 十訓抄云一條院御位時實方中將祭_ニ樂_ニ在_ル

人々之爲人者
其行也如影隨形

カサレ花々 依り舞人ニカリテハ一竹臺ノ下ニヨリテ興竹ノ積竹アリ

○反歌大比礼返也見江次第抄

○古今大歌所御歌カ
○物、歌り源氏物語
カヘリ聲、青柳ウタリ
○調樂、笛子トリ筆、凡
調琵琶、撥合心

江次第

給重不五重許、五重
許近代四重三巡勸之

一重押破也

舞人前二人殿上四位
用清華人

所衆二人執瓶子相從
陪從座一人五位藏人
所衆藏人

螺盃銅盞近代不行

八幡大菩薩、託宣集

六八幡大菩薩現七ナ

詠老翁爲白髮之體持

白水之弓、以藤卷狩候

之天、高上令放之給

時言直者、波謠、射曾

我礼計、利古曹、若如此

言給射之坐時、中干將

門之頸骨而被伐畢公

家爲累代、寶物、以此藤

卷片手折御矢、被納内

藏寮、御座者也

祈乞、此歌其時歌ニ

ス、續古今神祇部

朱雀院、御時石清水

臨時、祭ヲ始テ行ハセ給

トメサレテ時歌

松モヲヒヌモ舞スム石清水

水行未遠クワカヘミツ

之紀貫之

ナリケル目出度ミレハノホスアヒタリ此ヨリ後試樂ノカサレハ洲ノ枝ササトフ
テ竹松枝とわくろくろく
古八集カレモノ、ウタ、アヤキヤリノイトニヨリテ響ノヌアテカハ梅華カサ秘妙ニ應ニ
律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

律、三ヨリテ又本律ニカヘルカハ物ト云也

南祭、石清水臨時祭也。
江次第、賀茂臨時祭條。
云石清水準之。但無御
前儀。

神祇令云季春鎮華
祭義解謂大神被井一
祭也
狹狹者大神之應御靈
也

乙未二月三日、の毎年の事、は成約
 なり、次、日カキ記、之、儀、を、南、宗、の、所、に、
使、し、事、見、江、次、第
 免、さ、び、ら、漏、ぬ、り、て、勅、を、受、け、な、し、と、に
 申、上、

十六
 法華字

是を^{ラキ}祢^{カケ}禰升^サの二念といふと祢祇
二輪也
今うのちうも花の如くは咲き疲^チれ
かた^カて人とかなはゆはるあふ^ア終と
あひけんありいふをきこふや祢祇
宮にてあり

五七
京官除目

是は三月三日より先へにむねおへき
 事なりとも今秋種除目とていふなり
 冬にもおへきあり京より河を渡るとい
 羅くある京宿には戸より概もいし
 法進子大くは春法除目ふたなり
 奏するはむねの免ふていふなり
 二枚と法進子のしるから法進子
 一法進子除目とていふなり
 一法進子

授戒三月中旬吉日擇テ
 行也也給芥抄
 鑑真和尚事續日本紀
 元亨釋書宋高僧傳東
 征傳等見
 東征傳云於盧舍那殿
 前立戒壇天皇初登壇
 受菩薩戒次皇后皇太
 子亦登壇受戒事沙弥
 證修等四百四十餘人
 受戒又舊大僧靈福賢
 璟志忠善順道緣平德
 忍基善謝行潜行忍等
 二十餘僧捨舊戒重受
 和上所授之戒後於大
 佛殿西別作戒壇院即
 移天皇受戒壇土築作
 之

東大寺授戒
 延壽玄番式凡授戒者每年二月十日舉行
 之月内令軍其應行事之省察細所司
 交名當月五日進宣
 是日三子小一度と孝謙天皇天平勝寶
 六年唐の鑑真和尚はつゝの東大寺
 に入りてはつゝ東大寺小戒壇と
 なりて天子以下菩薩戒をうけ給ふ是
 利大寺に受戒とやふ事いふとま
 き人ういふ鑑真を聖成とてはつゝ
 いふはつゝさうなればつゝさ
 きとるはつゝさ

四月

若初

戒院

中を日也江次第
 御被下地云うり

五九

更衣

一日

〇清涼殿御帳間御
 帳四面有儿帳帷夏生
 以胡粉畫華街各朽木
 形見建曆御記

〔上〕〇女官飾鈿ト兵
 更衣トトエテサウカノス
 シライシニモカサ子ニ候
 又ニヒト上事夏ハ紅或ハ
 コキ引キ也

考ふ衣づくられい又中あらう御をう
 づく掃部寮あううじ御殿のい帳のう
 形くありうすう小棚粉うて絵とか
 色壁代えれてあす御う見なうも
 なくうきううう御服い沙う
 御ううううれあやう御ひう御うう
 海内院寮ううううう女房かき
 出わわわうううううううう

胡曾抄云薄色

白

とて常々

卒

孟子

兩日

イのそまよふ万機句と尸十頁一日

冬
至
小
雪
江
年
約
々
々
は
新
日
也

向て尸展に
くふふふふ

五夏乃向とて北より西をみれば

句一尸之志夏冬れふふ二五乃句

己尸也。五至夏志句。一。反。二。執。乃。議。四。約。

御風以南乃

小玉と右の次女とありて

吾乃座のまふとて病とわらふ

まふから情のねとていふ興ある事ふ

う今、向う、着、終、果、く、陣、の、座、う、そ

出居次將

○裏書一云出

居次將出次將出居必
左大將勤仕出自本陣

之故云云

○江次第云御里内之

時依無所於陳居饌仍

辨少納言不著顯座
照仍

四獻
不召侍從事留三

猷

平座 前一日可待餘會
由被仰下當日土御著

使座令藏人奉可給社
臣酒田見江次第

平座よりゆり

主 貢水

四日

水の可四月一日より九月月盡まで、是より
てまゐる事なりと、利なりと、水振なり
りゆりぬ

主 大神祭 上卯日

是より卯日、日ふゆりなりと、卯日
三より、は卯のよありと、一先、廿日、使
より、大原、使より、一先、祭なりと、
法日、使より、其なりと、卯日、使より、
夕ふより、ちなりと、神なりと、は、大に、福なり
神なりと、大に、主なりと、神なりと、神なりと、二福
と、一先、祭なりと、一先、祭なりと、神なりと、
玉依姫と、なりと、女なりと、一先、祭なりと、
り、祭なりと、何なりと、一先、祭なりと、
乃、女、懷姫、小なりと、父母なりと、一先、祭なりと、
非人なりと、祭なりと、一先、祭なりと、女、小、祭なりと、
は、祭日、は、人なりと、一先、祭なりと、祭なりと、
り、祭なりと、一先、祭なりと、祭なりと、
より、祭なりと、一先、祭なりと、祭なりと、

○舊事紀四
大己貴神乘天羽車大
鷲而貢妻妾而下行於
茅渟縣取大陶祇女子
活玉依姬爲妻

東寺

凡八卷 景寶撰

○東寶記第一或記云

桓武天皇御宇延暦年中於山城國被立平安京之時而本者山背國也山背國建立東西兩寺於羅城門之左右寺號左大手寺西寺號右大手寺羅城門之左元在山城國分寺以其跡建立大伽藍而號左大寺云云稱之為老翁○弘法大師伊奈利明神東寺勸請時老翁姿現現稱之云來り給ふ此ヨリ伊奈利ヲ稱荷ト書ト云心也

延東寺門前ニテ稱之ハ老翁

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

山科系 上巳日

山城國宇治郡勸修寺ニテ

舊事本紀日本武尊見稚武王宮道君祖也

平野系 江次第六

延暦小テ延神社トハ延造ニあり

ハシテ東寺ハ延守小稱之

○江次第云外記進見

參又上卿見畢召近衛府將監給之云云大藏省積祿

○又云使殿上五位依

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

○又云春左右近衛人

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

ハシテ東寺ハ延守小稱之

六十六

松尾宗

詳見江次第六

同日

宗家世々奉上下四日也神事始之故歟

此宗も貞觀年中ふくくゆふ人々を

小奈の都理といふ人々くく神社を建

たしきくや人山昨神は神事なり

山乃神と因神とてきくく

六十七

松平宗

同日

河内國より神社なり平日使ふ所

和久年宵小奈いふゆふ

六十八

當麻宗

同日

大和國より神社なり平日使ふ所

島下郡當麻都比古社二座此社歟當麻山に神社

大山昨神御事也 舊

事本紀第四大年神聖

天知迦流美豆姫爲妻

生大山昨神此神者坐

近淡海比叡山亦坐葛

野郡松尾用鳴鏑神者

也

社本 今トモト云小

社此歟不詳

當麻 開化天皇皇子

參坐王當麻君等祖見

紀 用明天皇皇子麻

留子皇子當麻公之先

也 見日本紀

六十九

當宗宗

と酉日

是河内國より神社なり平日使ふ所

社本當宗の社なり此社あり獨り使ふ社なり

此社より先ふ下向と字多御門の所外能

又當宗氏よりふくく仁和寺の所あり

りり宗氏よりふくく

七十

梅文宗

同日

系和乃比より此宗いふくく永延の

毎年の事より成りたりそれよりあり

りり時よりふくく

當宗社今國府總社

○世俗淺深秘抄下卷

云寛平法皇御外祖母

氏神在河内國所謂當

宗社也仍自仁和五年

被遷之或説曰實御母

儀中野親王女班子女

王云云

當宗氏 新撰姓氏錄當

宗氏出自後漢獻帝

四世孫山陽公之後也

○神名帳山城國葛野

郡梅宮坐神四社

酒解神 大山祇神

大若子 瓊々杵尊

小若子 彦火く出見尊

酒解子 木花開耶姬

○陽成天皇

元慶三年四月二日停
梅宮祭同八年四月七
日光孝天皇仁和元年
四月七日又始祭三代
實錄見一

仁明天皇乃御母諸大臣乃祀
永承年中小初御門より祭と奉る
橘氏乃祀る也一是定といひく橘氏
人乃管領とらたてけりや柿氏は定れ
法人乃あつてつら一事は橘氏の
て後正月五日に叙任小氏乃爵乃事と
人乃くふりて寛和の比中国白河院大納言
と令すけり時重方とけり橘氏乃爵
乃事橘氏のけり一也中宮白河院乃
堂乃白河院人の母乃橘氏乃藤原中宮
乃人乃橘氏乃中宮乃白河院乃橘氏乃
橘氏乃中宮乃白河院乃橘氏乃

華山院

道隆

在衡

道長

是定の氏爵乃事乃定行乃云心也其子細乃西宮記云學館院代定
此見一是定乃貴氏定乃書乃事乃定是定乃事乃事也後漢書李雲傳章懷太子
註是與氏古字通耳是定乃申請并勅許事玉葉記云
請以右大臣被定行氏爵事狀
右氏人之中無公卿之時依氏族申請被下宣旨令定行氏爵事者例也其後
舊風爲中納言橘澄清卿女嚴子之外流依非無昭穆請申關之處已以件
事辭退者以右大臣可令定行氏爵事狀所請如社仍勅事狀請要分
安元三年四月十三日

散位從五位下橘朝臣

散位從五位下橘朝臣政光

散位從五位下橘朝臣親長

散位從五位下橘朝臣以實

散位從五位下橘朝臣備成

散位從五位下橘朝臣備定

前筑前守正五位下橘朝臣以政

正二位大納言源朝臣定房宣奉 勅宣令件大臣定行彼氏所事

同年月廿三日 大外記兼越中權守清原真人頼業

此事々議橘恒平朝臣卒去以後云々

廣瀨神社 四日

廣瀨神社大和國廣瀨郡今河合明神是也

○神名帳曰大和國廣瀨郡廣瀨坐宇加賣命

神社

龍田 ○神名帳曰大和國平群郡龍田坐天御

柱國御柱神社二座

龍田比古龍田比女神社二座

○大忌風神祭 ○神祇

今大忌祭風神祭

神代卷イ神代卷上伊

辨諸尊與伊辨冊尊共生大八洲國然後伊辨

尊曰我所生之國唯有

朝霧而靈滿之哉乃吹

攝之氣化為神號曰級

長尾邊命亦曰級長津

邊命是風神也

○莊子齊物論云大塊

噫氣其名為風林希逸

曰義大塊天地也天地

之間因何有風亦猶大

之噫氣也

廣瀨神社擬議也誰々加

附ヒラレヨト議スル奏也

是為社大和國あり奈れ日廣勢とひふ

二度約り使あ乃日し所大風神れ

祭といふ是乃風あり雖とのうさく

奉穀乃豊う事と初しうくやま

と皇學四月小風神とくく立野小あ

はり大忌乃神と廣瀨門司小まつり

り予紀小くく神代れそく伊辨

伊辨冊その初勢と吹くひねりとも

氣化為神となりくく風神と

くく人塊の噫氣

風といふくくひねり

廣瀨神社 七日

これ冬二月の初見乃時成選極冊と二

省くりてまひくく人塊の奏すとも

候也列見延門乃時いさきとのあひから

事くそわく極冊ともはくくひねり

くくくくくくくくくくくくくく

一三位四帖四五位

11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525
 526
 527
 528
 529
 530
 531
 532
 533

故障アリテ人也不染不奉而施

欽明天皇御宇

○袖中抄云志貴島宮

御宇天皇之御世天下
舉國風吹雨降示時勅
部伊吉若日子令下
乃賀茂神崇也推四月
吉馬繫鈴人蒙猪影
而馳馬以為祭祀因之
五穀成就天下豐平祭
日乘馬始於此

和銅詔アリテ

○續日本紀元明天皇

和銅四年四月乙未詔

賀茂神祭日自今以後

國司每季親臨檢察焉

欽明天皇の御宇四月小吉日と云々ひく

はくはく一不見あり又和銅之詔

山城の國司是と檢束と云々みく

とふ乃國司の聖成れ奉祭なり云々

酒のひききつり冬と奉祭の使と云

所れ走馬と號ふ家わひひく云々

主 國司賀茂祭 同日

初度の日次と云々ひて此事云々主祭

二年九月廿五日持政右大臣詔使祭と云々

是は持國村人志賀茂祭乃云々下り

伊尹公謚号

是事ハ古賀茂祭乃云々なり

事なり主人志賀茂祭乃云々地下殿と云

最近あり白妙乃御幣神賀茂祭云々

れ物と云々けと云々一賀茂祭乃云々

常といふ相と云々一と云々云々

所ね社云々神様あり賀茂祭と云々

ゆめは是賀茂祭一と云々云々

祭なり云々

主 賀茂祭

中兩日

○四月西三ノ日

下月用

云々一は云々云々陣小云々云々

整固の西宮記賀茂祭
整固衛府公卿卷綴御
參内卷之非參著綵帶
議身里亭卷之著綵帶
劔弓箭畫服以候陣及
殿著赤地廳者可脱弓並
衛舍人著褐半臂等候軍

公事限原

三十五

寒桂曼

○續草菴集宗雅

マクミル神ト君トノモロカ
モロコニシカケテミエカリ

モエ出ニ春ニ葉其ミ
夏モシカラヌアヲミ草哉

ニ神祭也

○二字下社字アテキ興

御祖○神名帳曰山城

國愛宕郡賀茂御祖神

社二座

或神書曰健津之身命

伊賀古屋姫命

玉依姫○河合社也

河合カハレトヨム又タスト

モヨム鳥居西向立タラ

タス木林ト云モ此社森也

御祖河合與正大社也

此下賀茂也今俗此タ

云訛也下賀茂鴨字ラ

書後世ノイ也

云ミ小川○無名抄云石

川瀬見小川賀茂河實

名也

○山城國風土記云賀

茂建角身命云葛野河

與賀茂河所會至坐廻

見賀茂川而言雖狹小

然石川清川在仍名曰

石川瀬見小川

○祭ヲ神生上テ別雷命

生ニ日也ト云實ハ申日

カ神生ニ西月ハ神生ラ

祝儀止シ

俊成歌

ヨノカ今日ノ言祭ニモモ

別雷命是也○神名帳

曰山城國愛宕郡賀茂

別雷神社亦名若雷

して堅固のうー銭作と高同れ候と

塙の中少おつとし昔夢れはけつり

子人くわあひ桂乃髪とくぬで

今日

廣松尾志社司ま志日よりあふさ

前へくくく家次明天皇に御宇

つとて法宗いしし浦う下鴨志御祖と

賀茂別雷こは神宗なりて法御祖は

玉依姫ととと賀茂建角身命をいひ

此ヨリ以下別雷命神生ト山城國風土記賀茂縁起出タリ

也あつ時せれ小川れ河くふあそひを

あふ川より丹塗乃夫一とららるれり

玉依姫と法夫とらりて我家乃御孫よと

いふ母とそれららる経なりと

男子とららる御孫とららるもあふさ

葛野河賀茂河會所ハ主殿村也上鳥羽小枝橋西ニアリ

つとてあふ時ららる酒よりとてい

ゆか思ふ夢とりとせなんちかふり

ととへちれいらとあふさ法とらる

空よりうらと家れ屋縁法御祖とら

て我ハ夫神の御子なりとてととと

てととのやらとらと別雷命をな

いゆか丹塗乃夫に松尾れたる神と法

大祀中祀小祀。○神祇令云：一月齋爲大祀，三日齋爲中祀，一日齋爲小祀。

冷泉院云石補也○古

事談第五中山社巖神
者冷泉院中島令祝大
神給云云其後事外放光
後冷泉院御時歎託宣
云門前車馬多時出入
不輒給此所一向欲住
云云依之令去移他所給云

○江次巢裏書云吉田
祭永延元年始之元有
以舊中納言一家所祭
也

屋敷に於てより一也
 祀小祀とす事あり一月此神事とすは人
 祀といふ大嘗會なりとも三日をいふは中
 祀といふ今此祭儀宗なりとも一日は
 神事とすは小祀とすも松尾平野以下
 徳社といふ宗なりとも

中案

辰日

永祿五年六月廿六日^ニ神祇所建立^ニ由^テ
後冷泉院
六年十一月八日^リ從三位^ニ乃^リ神祇所^ニ位^ニ也^リ
是^レ等^ノ所^ニ是^レ冷泉院^ニより^テ神祇所^ニなり

後冷泉院天喜元年四月

八十
吉田 繁

中子回

江表第六

三社の中納言山内親政卿乃比下ひ建
 立して一際院永延元年より一々
 官幣としてまつる所なり春日社と同
 様く宗廟の東に時の春日社長恩に奉
 時の大原野にありて平安城の時の古田社也
 今都府に在りてありて御門とす
 利をまつる所なりとて是は山内親政卿の

法成寺と長田社と所あるを給ひし事
興福寺と春日社とにありし事
ちととせうけしるなり

八十二 駒奈 廿八日

これ四月小仲ち車なり八月あるを
うとちれと心いれ利天重武徳
まとも下麻子小仲た衣れ所
沖馬法奏とと馬以衣ふとと沖
と引渡と白る心重會れとと
長尾村と南よりと西村駢村と

御監 御馬監牧之意

奏と衣衣ととと奏とととと
長尾とと人衣ととと奏ととと
細藤利物とととととととと
駒形法奏とと駒奈とと月とと
手人衣とととととととと
手人衣とととととととと
法成寺とと七日とと延長とと
駒引ありとととととと

八十二 新日衣奈 四日

永暦元年十月十六日
二條院年号
永暦元年十月十六日
白河院日衣衣

新日吉 今替積院、北隣
豊國妙法院、古法住
寺殿也
東南也
諸神記 外記番記

三枝と書くうぶささとしめ

五月

献葛蒲

三日

了るに。延喜式左

近衛府式凡五月五日

藥玉料葛蒲艾一穂盛雜

花十棒盛雜三日平日

中内侍司列設南殿前

諸府

准此

○水葛蒲 唐ニ端午

葛蒲ヲ酒漬ノ飲石葛

六府あやめり興と南殿の階に東西より
また何乃敷とわたりくちをくちをく
四日いあされみろ庭より毛とくひの殿
寮取ふあやめく天年十九年五月
つ派ありて百位依人、葛蒲酒の饗と
るる一わりのくちを者いふ中ふ入る
ひくくくくくく弘仁式くも葛蒲くも
くくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくく

八五 五日節令

天皇武徳殿より中なりて宴會とお
けり是れ小酒と給ふなり内膳なり
元日七日十六日豊明

四節よりくくくくくくくくくくく
月夜よりくくくくくくくくくくく

所案よりくくくくくくくくくくく
みさのいふくくくくくくくくくく

鬼よりくくくくくくくくくくく
騎射よりくくくくくくくくくくく

左衣を馬よりくくくくくくくくく

○葛卷河海抄くくくく
命續靈絲綵絲索十
トカケリ何き樂玉體也
五月五日絲所樂玉ヲ
供ふき子菊の花葉更
庭ニ御帳東柱結付也
雲雨消息云今朝自
所給藤玉一流作以百
草之花實以五色之
續草出形其花葉方
之美有興有感古人云

懸命續則益人命云

五色絲一荆楚歲時

記云以五絲絲繫臂名

曰藤兵令人不病瘟

○事物紀原九端午端

初也

○珊瑚鈎詩話二端五

之号同於重九後世以

五字爲午則誤矣

高辛氏惡子一○本

據タカナ

屈原力汨羅一○此

説ヨ

○事物紀原云糴一名

角黍風土記曰以菰葉

裹粘米以栗棗灰汁煮

之令熟節日啖取陰陽

尚包裹之象一日因屈

原也齊諧記曰原以五

月五日投汨羅楚人哀

每至此日以筒貯米

祭今市俗置米於新竹

筒中蒸食之謂之裝筒

其遺事亦自筒糴齊諧又記曰

今世五月五日作糴汨羅之

遺事異苑自糴屈原始所作

○河海抄云左近馬場

一條西洞院右近馬場

一條大宮也

しまゆともいへる雅な天皇の御宇に

しどゆら今いへていふ代ふつてや

金湯午節

かよちまにと食事する若う幸氏の夢

五月六日小舟ふかき海をりり一時暴

風俄小舟と浪ふきりてきりり水柱と成

常い人となりたまはあう人みされけり

てちゆきとして海津かきげへりは

大色乃候結しとわがそれうらあき御

人代りやまきりてふりあはれあき御

どくしつへりまきい原の汨羅

ち原と魚腹小舟ゆきとあき一時あは

抱くももりや

左近馬場騎射

五月二日いさなりき法四日衣近りき

張五日いさ近き法六日は衣近き法

なりき法七日衣近き法八日は衣近き

法九日は衣近き法十日は衣近き法

事ゆきや射なりき法

今八日野合文家 九日

祭天神ニ華又ヲカケニ

拾芥上卷、藤原長能伊勢守倫寧男伊賀守從五位上

焚白

寂勝傳

舟子之曰次とくわし家世徳大
 ち乃 東大乃身福 僧匠中 小枝古入 曾文所
 正磨 園誠

園城寺
二并寺也

○寂勝請 寛弘六年
以來被行也此前或行
或止不定也
○後朱雀院御時四天
王化現故御帳四角備
四大座云云
○雲圖抄云四天座異
見角定各可立然而行
道之間依擬道於乾坤
二角者與柱平頭爾立
受故實也

新とえくびくさしや澄み清神地
さくありや晴王院と清涼殿と
経ありや皇武やどいーろふあ
く理事一系院御宇寛弘志のり
まら或長保まのりしや
なり後朱雀院の御時や生か法皇
乃場は現留とせ給ふるより
庭とまはれも大日れ同の儀式日
一はれも日れ香れぬ有る
○釋氏要覽上行番 普達王經云佛普爲大姓家子爲父供養三寶父命子
傳香故知行香非始今世

九上 源給 寅申及大日不レ云云
野官説レコウト讀之

○江次第云米二百斛
左京百八十石
右京百二十石
新坂百五十石
土佐百石
美作五十石
已上永宣旨四月内
可進但以庸米可充
之
膳下之
膳廿六斛 左十八石 右八石
下宜前於宮内自大
膳下之
著鉢の延喜式二十九
凶獄司式凡罪人者隨
罪輕重著鉢若盤柳鹿
公私倉舍盜私鑄錢鹿
奸之類居作者自著鉢
雜犯徒罪之其馱或四
人或三人爲連至暮著
粗明且脫而役之

東中は條里小路にて極非遠使ひく
西官記云東寺北手右近馬場西手右近衛馬場
是とひく米酒の御ふりし事乃ゆ
人御陣ふはきく是とさる命を飲め大食
御宇のりしや皇武のりしや
廩とひききそる窮の者ふ給ふ
事終紀の月令とせゆ
九上 著鉢收
○銀大計切音第以鎖加足在頭口鎖在足
是の極非遠使ひ下東京にて著鉢とせゆ

○月令孟夏之月斷薄
刑決小罪出輕繫

素盞烏尊十座置戸
仲代卷上諸神歸

罪過於素盞鳴尊而科
之以十座置戸遂從從
矣私記座者置物之名
言十處置積被物也戸
積置物便爲其戸令罪
人出其戸故曰置戸祭
疏戸詞助無意義云云
所出入也其物故曰戸
○江次第抄今案御帳
和間爲大床子間也

事なり元明天皇流御宇和網より
まゝ月令れす文には孟夏八月より
しとみゝこれと四月いふ所よりて
とあるまは五月よりなり

六月

年三
御贖物

是は一日より八月まであらざる
まゝの御贖物とまゝとふゆゑは四月の
けと括弧とふよりいふ所ふあま
あまて御いさに入ふや弘仁五年より

御藥乃事おとてしめめ御贖物と奉
まゝの素盞烏尊十座置戸と被り
いふよりむね事なり

御忌火御飯 同日

内膳司よりしるすと人麻子は御座て
供とる也案の天皇の御座りより
忌火といふをいふなり神事なり
冬不潔乃火といふ事なり是
次神今食ふ御神とを合り
十一日
うゝ成る

○古事記中卷品階和氣命坐輕島之明宮治天下云云知釀酒カウラ人名仁番亦名須ス許理等リ參渡來也故是須ス許理釀大御酒以獻ヲ云云

ト書 八度醞ソクヲカケル酒也
酒氣ヲ列ヒシ爲也此酒ヲ
ハ岐大蛇ヒタヲロチニノセテ醉シメ斬
殺シ稻田姫ヒタノメ難ヲ免シメ
玉ヒメハリ神代卷ニ詳也

○五月小廿七日延曆寺
六月會始七ノ日見古曆

○元亨釋書第一釋寂

澄世姓三津氏近州滋
賀郡人也云弘仁十有

三年春二月賜宸書傳
燈大法師位記夏六月

四日於中道院右脇而
寂年五十有六云貞觀

八年秋七月敕謚傳教

大師

○古語拾遺云至千難
波長柄サキ豊前朝白鳳四

一和さけとなきよはくまはあまに依り
なり一和とくごつろ竹葉ろ酒なれ一和
酒とりなり又こざけちも或ふふゆり
昔の^{コチウ}中ふ米と爵て^{兼一}宿とるく酒はな
あやに流酒、^サ遠酒^サ司^サもふなり七月廿日
まで日毎うしなふなり、^サ酒神、^サ天皇を^サ所
時うらうし^サもふ^サな^サう^サそ^サ酒と^サは^サふ^サ事、
ま^サい^サ時^サよ^サ酒^サろ^サ人^サと^サう^サり^サて^サは^サく^サつ^サた^サう^サ
め^サら^サき^サう^サら^サさ^サさ^サな^サ酒^サと^サの^サお^サお^サう^サ

と尸人傳まゝと作代より素交を爲す端田
娘れとあふ大蛇とて縁され一時ハ一々
お忍酒を傳ふる事日多紀よみとありと
うゝ酒やう事作代よりと伝ふとありと

九十六
延曆寺
六月ノ廿二日

是ハ傳説之所由來也勅使登山志願
延暦寺ハ延暦年中よりつゞつてれり
寺号亦付々々流布せらる

九十七
御聴御卜
百

神祇宮人上多一り今なふこもりて先

とうとうふとるまゝのりて内納ふは

て奏すとは是のまゝに漢玉鮐より沖つて

三
わさき事とうさひ奏らる哉なり

鳳當作雅

六月十二月兩月必行ル神事故ル

九十八
月次系
十一日
廢發於神祇官行之

と終へて神今食ひあはし神祇宿徳水の

内東 張小 爲之 信神 物 皇 聖 之 所

其次子廳小津草之事と約婚祓祓取安

掌經師祝志存

なま^ニ人^ニの^ニ本^ニ郷^ニと^ニつ^ニも^ニう^ニり^ニよ^ニる^ニ地^ニ下^ニ

薦座ふと
ゆく
沖ミヅ巫ウ幣ヒ抱カをみ
る
欲ホシあり

○ 終ハ三月十二日ニ度誌社（御幣）トテ

弘仁年中此奉の儀あり

九
補今食
同日

御神事ハ一日より

幸為忠大思忠

天子之命

後醍醐年中行事說書

糸記文十ふわいふろく小忌とまをる

葱花○御即位和字記

云葱花大キノ花分多金

ニテ打テ御輿ノ上ニスヘラル

是ハ御神事時ノ行幸

メサレ御輿也

神嘉殿

○拾芥中末神嘉殿中

和院正殿

時ヲ申ス

○年中行事ニ云フトアリ

圖司○江次第抄云關

司掌官閣管鑑及出納

之事故開門之後分居

左右監護羣官之出入

也

打掃官方枕○延喜式

第三十八掃部寮式

西烈官人己下掃部己

上ト食人十人持御座

等物自大嘗宮北門入

鋪白端御幣十一枚布

端御坂枕一枚於悠紀

正殿中央又設打掃布

一條納楊

又坂枕一枚長二尺五

寸廣三尺

料編薦一枚生絲一兩

長功一人少半中功一

人大半短功二人坂枕

薦枕殿日本紀武烈紀

私記云師説古以蔣爲

枕

司馬人もれさるゝ一約幸ふ内御

江次第云有行幸時於中和院行無行幸時於神祇官行

葱花をの冷乃奏るゝ中和院

白木大床子立御座白縁也

約幸ふりて神祇殿凡大床子の御座小

つ給はる御座を後案女時を尸内侍

髪あげて神殿小あり之履具と供と

可呼之云々

に供らるゝと衣を衣はるゝ殿内東

ゐる陣と引同の園司などといてゝと下

神殿を前小はるゝなりゝ所を右を中

わざと一人とみてゝ角をねきり前

とと解と南に戸を右に法帳かゝるゝ

ちりゝひを箱さゝ枕八重雲うゝとと冬

排

官坂

議難か細云外記史次才ゝ是と供と配

へとらへるゝはめもろゝとととと神座と

志を南枕ふゝとととと一丈二尺法ととと

ふふ六尺のゝととととと枕のゝととと

あり其ふふ九尺れ多ゝん七帖ととと八重

ととととととととととととととととと

那ととととととととととととととととと

さの枕ハ八重をみ下小枕ととととと

侍らりて御座とととと八重をれうふ

坂

七

此乃一草之根也

三

家事之。德祚今食鹽數六年不減。

三

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

亮宗賴朝臣馬長騎二騎不似此儀之由有難人云是久祖之例云權人蘇芳者

天祿元六十四始御靈
會自今年行定

○峯相記播磨廣峰ヨリ
ウツタリトアリ

○南海上琉球國ニ云
○蕪民將來巨且將來

琉球人ニ云今越來親
方ナト云名ヲ付ナリ

○牛頭天ニ蘇民將來
等事 簾簾内傳ニ載

テ備後國風土記ヨリ出
タ事ナハ古ヨリ言傳ヘタ

ル事トキコヘリ
直指秘傳抄第十三神

代外錄曰ソサヲ尊根
國ニクミ玉フ時雨ニテ風

ニカレ辛苦ニタシヨリテ
宿ヲ諸神ニカリタニヘトモ

諸神ニルサス時ニクワノ
國ニ蕪民將來巨且將來

トイヘル兄弟ノ者アリ
蕪民家貧ケレトモ心情愛

惠也巨且家富ケレトモ
心情不仁也素多鳴尊

先宿ヲ巨且ガリ玉ヘリ
巨且カレ奉ラス蕪民ニ

カリタニヒレカハカレ奉ラス
且又奉養養奔涯分ノ

及所ヲ盡リテ素多鳴尊
此ヲイウヨロヒヲハニシ

カニレテカ恩ヲ謝セトホ
シメス時其夜アハノ國ヨ

リ暴疫鬼來リテ國民ヲ
ホロホリトス草澤其車

ニロシメテ蕪民ニ告ニタ
ハク此夜此所ニ惡神來レ

ヘシフシ者ハ亡敗ス我其
禍ヲ除ク方ヲ知リ汝等及

家カノ者等ヲ輪ヲ覺
シ然ラハ禍染著ヘテ不能

公事村源中

所説イカニ祇園志社貞觀十一年小龍

根元抄云昔常住寺十禪師圓如大法師依神託貞觀十八年奉移山城國

郡八坂鄉樹下其後昭宣公感威驗壞運臺宇建立精舍

三寶殿三寶觀八年七月十三日仰授播磨國無位連正益島神從五位下

崇徳天皇御宇其時山城國小龍寺奉移

天神ももろなる昔武塔天神南海女

子とてひみちなる時イリ言て此法

はしら小龍寺とて移す小龍寺小龍

民將來巨且と云二人者あり兄才と

あり一が兄才と一が才といふなりこ小

龍神屋とて才乃將來小龍寺小龍

寺とて兄才と移民小龍寺なる小則一

なる粟がとて移して粟法師と奉

れと後八寺とて武塔天神ハ一

乃神子とて一とて才乃兄は移民の家

一といふは移く一和乃家と一はと事と

悦く移給く因と報とんとて移民小龍

福とて移給く一との移ふとて移民一

夜に移す小龍寺とて人氏死とて事

移とてすその時とて移民の移り

蘇民命ニシタカ其夜タ
シテ暴風トナリヌ明朝其
所ノ人民悉ク病惱シテ
或死或病キ尊又蘇民
告テノミ分後世疫氣流
行セトキ汝カ子孫家門
顯ニテ蘇民將來子孫病
書シ只草輪ヲ門楣ニ
懸ヘシ然ラハ疫氣、禍ヲ
ニヌカレト世俗今門額
蘇民將來子孫處ト書
ハ此故事也

諸神根元抄云天延
三六十五始被奉走馬
勅樂東遊御幣等使左
少將藤理兼左右御馬
有五足左右近官人供
奉東遊歌云神風ノ八坂
ノ里ト今ヨリソ君カ千歳
計始ル此後中絶崇德
天治以後毎羊相續

ナリトナリヌトノ後疫癘天下小
ハシムン時ハ蘇民將來子孫ナリト
ク来レ痛トナレトナリヌ難成ノ
ノミシキナリヌ又祇園乃縁記小
ノミシキナリヌ又祇園乃縁記小
其國乃中ノ小國ありキチシタカノ相
中ノ城あり城小五何ツ牛乳天
ウツ又武塔ヲ祇園ノ沙湯羅龍
女と云フテハ王子トナリ八萬
五十四年乃春屋ありといフ
四糸京極ノて雲乃沖級と奉
来乃生臨トナリ

四糸京極ノて雲乃沖級と奉
来乃生臨トナリ

百二 祇園院時 十五日

沖級と云儀大ノ平野小ナリ

五崇德院

ひ殿ノ五位東極トナリ

元年 正月ノリ

高圓融院

勅樂ナリトナリ

年 正月ノリ

神代卷云八坂瓊之五百箇御統纂疏八坂出玉之地

君ノ子年

八坂に里といふは祇園なるに祇園を

京都の八坂御といふなり神祇院

清くもあや

節抄

昨日の御祭の御装束也

此御装束二回又御祭の御装束也

と御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

の御祭の御装束の御装束也

節折節竹也和名鈔兩

間節俗云

御長弓始

江次第云次神祇官及

荒世ト部進置竹夜於

庭中席上中臣官人ト

部等解畢授中臣女女

取供之天皇起給與女

量御體五度先量身長

次量自兩肩至御足次

左右手自胸中至指末

次量左右腰至御足次

自左右膝至足凡竹九

枝中臣女每度兼取次

和世參入如荒世儀示

神祇官靈内放口氣三

度迄

右見清涼御記内裏儀

式

荒世和世上二度有

和魂祝為也

和魂祝為也

和魂祝為也

和魂祝為也

